

第8回放射線技師のためのセミナー

診療点数の仕組み(画像診断) — この検査は何点! —

日本メジフィジックス株式会社 営業企画部 猪狩 礼男

平成21年1月17日(土)

ニッセイ静岡駅前ビル2階 B会議室

内容

診療点数の仕組み(画像診断)

— この検査は何点! —

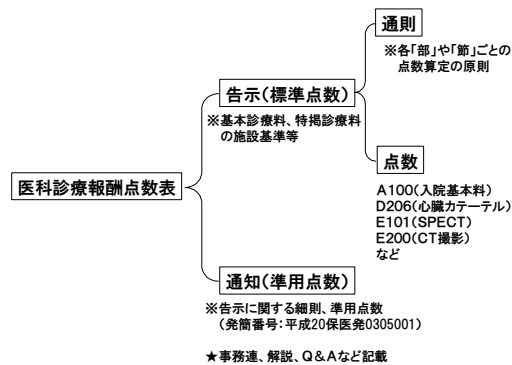
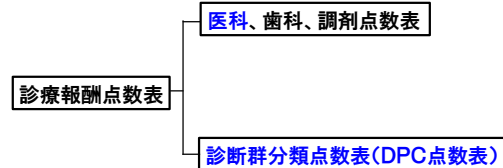
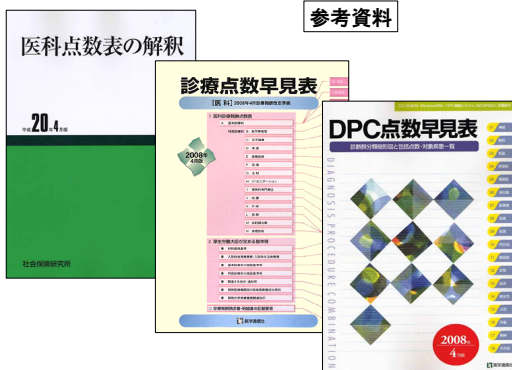
2009年1月17日(土)

日本メジフィジックス株式会社
営業企画部
猪狩 礼男

第8回 放射線技師のためのセミナー(静岡県放射線技師会 管理士部会)

「診療報酬点数」(画像診断)

1. 診療報酬点数
 - 1) 診療報酬点数の仕組み
 - 2) 2008年度の主な改定点(画像診断)
 - 3) 実際の点数算定例
2. 診断群分類点数表(DPC点数表)
 - 1) DPCと画像診断
 - 2) DPCと核医学検査
3. Q&A(診療報酬点数/DPC)



第1編 医科診療報酬点数表

- 第1章 基本診療料(診療の基礎となる点数)
 - 第1部 初・再診料
 - 第2部 入院料等
- 第2章 特掲診療料(個々の診療行為ごとの点数)
 - 第1部 医学管理等
 - 第2部 在宅医療
 - 第3部 検査
 - 第4部 画像診断
 - 第5部 投薬
 - 第6部 注射
 - 第7部 リハビリテーション
 - 第8部 精神科専門療法
 - 第9部 処置
 - 第10部 手術
 - 第11部 麻酔
 - 第12部 放射線治療
 - 第13部 病理診断

第2編 厚生労働大臣が定める基準等

- 1) 材料価格基準
- 2) 入院時食事療養費・入院時生活療養費
- 3) 基本診療料の施設基準
- 4) 特掲診療料の施設基準 例: 画像診断管理加算、ポジトロン断層撮影など
- 5) 入院患者数・医師等の員数の基準等
- 6) 特定疾患療養管理料・特定疾患処方管理加算の対象疾病
- 7) .
- 8) .
- 9) .

※別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして
地方社会保険事務局長(都道府県知事)に届け出た保険医療機関

第4部 画像診断

- | | |
|---|--|
| 第1節 エックス線診断科
E000 透視診断
E001 写真診断
E002 撮影
E003 造影剤注入手技
E004 基本的エックス線診断科 | 第3節 コンピューター断層撮影診断科
E200 コンピューター断層撮影
E201 非放射線性キセノン脳血流動態検査
E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影
E203 コンピューター断層診断 |
| 第2節 核医学診断科
E100 シンチグラム
E101 シングルホトンエミッション
コンピューター断層撮影
E101-2 ポジトロン断層撮影
E101-3 ポジトロン断層・
コンピューター断層複合撮影
E102 核医学診断 | 第4節 薬剤科
第5節 特定保険医療材料科
E400 フィルム
E401 特定保険医療材料 |

第4部 画像診断

★施設基準

【通則】

1. 第1～4節の各区区分の合算可
2. 5節(特定保険医療材料) → 上記所定点数に合算可
3. 入院以外の患者への緊急検査(診療時間外、休日、深夜)
→1日につき110点加算
4. 画像診断管理加算1(70点)の算定★
E001(写真診断)、E004(基本的エックス線診断科)、E102(核医学診断)
E203(コンピューター断層診断)
5. 画像診断管理加算2(180点)の算定★
E102(核医学診断)、E203(コンピューター断層診断)
6. 遠隔画像診断の算定★
E001、E004、E102、E203(受診側:画像診断管理加算1)
7. 遠隔画像診断の算定★
E102、E203(受診側:画像診断管理加算2)

画像診断管理加算&遠隔画像診断

画像診断管理加算1:70点

専ら画像診断を担当する医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するものに限る)が読影結果を文書により当該医師の所属する保険医療機関において当該患者を担当する医師に報告した場合、月の最初の診療の日に算定する。
(エックス線診断科、核医学診断科、コンピューター断層撮影診断科ごとに算定)

画像診断管理加算2:180点

当該保険医療機関において実施される核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、専ら画像診断を担当する医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するものに限る)が読影を行い、読影結果を文書により当該医師の所属する保険医療機関において当該患者を担当する医師に報告した場合、月の最初の診療の日に算定する。これらの加算を算定する場合は、報告された文書又はその写しを診療録に貼付する。
(エックス線診断科、核医学診断科、コンピューター断層撮影診断科ごとに算定 ただしエックス線診断科は画像診断管理加算1の算定となる)

遠隔画像診断:

遠隔画像診断を行った場合は、送信側の保険医療機関において撮影料、診断料及び画像診断管理加算(当該加算の算定要件を満たす場合に限り)を算定できる。受診側の保険医療機関における診断等に依る費用については受診側、送信側の医療機関における相互の合議に委ねる。

画像診断管理加算の施設基準

- 1) 画像診断管理加算1
 - イ 放射線科を標榜している保険医療機関であること
 - ロ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること(10年以上の経験又は医放の認定、大部分が画像診断に携わっている・・・)
 - ハ 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること
- 2) 画像診断管理加算2
 - イ 放射線科を標榜している保険医療機関(病院)であること
 - ロ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること(10年以上の経験又は専門医)
 - ハ 当該保険医療機関において実施されるすべての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について、ロに規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること
 - ニ 当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層撮影診断のうち、少なくとも8割以上のもの読影結果が、ロに規定する医師により速くとも撮影日の翌診療日まで(主治医に報告されていること)

- ※医師の所属診療科の制約はない
- ※画像診断管理加算2は診療所は×
- ※画像診断管理加算2は核医学設備がなくとも取得可

遠隔画像診断による写真診断、基本エックス線診断科、核医学診断科及びコンピューター断層診断の施設基準

- 1) 送信側
 - イ 離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること
- 2) 受診側
 - イ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること
 - ロ 遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること

※画像診断管理加算1及び2に関する施設基準を満たすこと
※特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院、地域医療支援病院であること

第1節 エックス線診断科

【通則】

1. E000(透視診断)～E003(造影剤注入手技) → 合算により算定
2. 同一の部位につき、同時に2以上のエックス線撮影を実施した場合
E001(写真診断)→第2の診断以降は100分の50に相当する点数を加算
3. 同一の部位につき、同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により撮影を行った場合
E001、E002→2枚目から5枚目までの写真診断、撮影の費用100分の50に相当する点数を加算(6枚目以降は算定しない)
(ただし、特殊撮影、乳房撮影の写真診断、撮影を除く)
4. デジタル映像化処理加算(15点)
DSA、CR、デジタル透視撮影法(2010年3月廃止予定)
5. 電子画像管理加算(画像を電子媒体に保存・管理した場合)
 - ・単純撮影 60点
 - ・特殊撮影 64点
 - ・造影剤使用撮影 72点
 - ・乳房撮影 60点
 ※デジタル映像化処理加算は同時に算定できない
6. E004(基本的エックス線診断科):特定機能病院の入院患者
 - ・入院から4週以内の場合 55点(1日につき)
 - ・入院から4週を超えた場合 40点(1日につき)

エックス線診断料

検査名	単純(特・短時)		単純(その他)		造影(造影補助)		造影(その他)		特殊	乳房撮影(診断)		電子画像管理加算 (一週につき)	
	透視	撮影	透視	撮影	透視	撮影	透視	撮影		単純	特殊		
1	65	65	43	65	72	148+148	72	148	96	264	256	196	64
2	150	108	368	220	330	96+264=360	256	196	452	256	196	452	64
3	226	163	552	330	360	96+264=360	256	196	452	256	196	452	64
4	300	216	736	440	440	96+264=360	256	196	452	256	196	452	64
5	376	271	920	500	500	96+264=360	256	196	452	256	196	452	64
6	450	324	1104	680	680	96+264=360	256	196	452	256	196	452	64

※中心視野動態撮影は特殊の部のE004の撮影料に準じて算定する。特殊の部のE004の算定は、中心視野動態撮影のE004の算定に準じて算定する。
※造影剤使用撮影はE003、E004について2種類の部のE004の算定に準じて算定する。

E001 写真診断

注 1 間接撮影 → 100分の50

E002 撮影

- 注 1 間接撮影 → 100分の50
- 2 新生児加算 → 100分の30
- 3 3歳未満加算 → 100分の15
- 4 脳脊髄造影剤使用撮影加算 → 148点
- 5 心臓及び冠動脈撮影 → D206(心臓カテーテル法による諸検査)
- 6 胆管・膵管造影法 → D308(胃・十二指腸ファイバースコープ)

※D206、D308は特掲診療料 第3部 検査

E003 造影剤注入手技

- ・動脈造影カテーテル法
 - イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影 3600点
 - ロ イ以外の場合 1180点
- ・静脈造影カテーテル法 3600点
- ※血管造影用カテーテルを用いて行った造影剤注入手技
 - イは、主要血管である総頸動脈、椎骨動脈、鎖骨下動脈、気管支動脈、腎動脈、腹部動脈、骨盤動脈、各四肢の動脈の分枝血管を選択的に造影撮影
 - ※静脈造影カテーテル法は、副腎静脈、奇静脈又は脊椎静脈に対して実施した場合に算定

E004 基本的エックス線診断料(1日につき)

- ・入院の日から起算して4週間以内の期間 55点
- ・入院の日から起算して4週間を超えた場合 40点
- ※特定機能病院の入院中の患者に対して行ったエックス線診断に
対して算定 (請求業務の簡素化→包括化)

第2節 核医学診断料

【通則】

1. D292、D293(画像を伴わないもの)とE100～E101-3(核医学診断)を同時に行った場合、主たる検査の所定点数により算定
 - ※D292→血球寿命、造血機能など
 - ※D293→甲状腺摂取率、レノグラムなど
2. E100～E101-3、E102 → 所定点数の合算可
3. 撮影した画像を電子化して管理・保存※
 - 電子画像管理加算:120点
 - 一連の撮影(上記2)により算定した点数)について1回限り算定
 - (同時にフィルムの算定は不可)
 - ※画像を電子媒体に保存して管理した場合フィルムに打ち出しても算定可



区分	点数	要件	核医学診断料
E100 レノグラム(画像を伴うもの)			
1. 部分(静脈)(一連につき)	1800点	注1 同一の造影剤を用いて撮影した部位又は 部位は同一の造影剤を用いて撮影した部位に 対しても一連として撮影した場合はまとめて算定 2. 半生加算 → 100分の80加算 3. 新生児加算 → 100分の30加算 4. 3歳未満の乳幼児加算 → 100分の15加算 5. 造影剤注入手技は所定点数に含まれる	
2. 部分(動脈)(一連につき)	1800点		
3. 全身(一連につき)	2200点		
E101 シングルトンエッジシンチグラフィ(同一の造影剤を用いて一連の検査)	1800点	注1 半生加算 → 100分の80加算 2. 新生児加算 → 100分の30加算 3. 3歳未満の乳幼児加算 → 100分の15加算 4. 造影剤注入手技は所定点数に含まれる	
●電子画像管理加算	120点		
●補正加算	375点		

項目	点数	要件
E101-2 ポジトロン断層撮影(一連の検査につき)		<ul style="list-style-type: none"> ●施設基準等の医師資格以外では80/100で算定(この場合も撮影は必要) ●15分撮影が新規の合成及び導入、180分の合成及び導入に要する時間を含む ●15分撮影が新規に用いた場合に計測される血液分析の費用を含む ●同一月に同じ検査目的の目的レノグラム(703a)を使用する場合は、主たるもののみ算定
1. 15分撮影が新規に用いた場合	7000点	●ポジトロン断層撮影は同一の検査を用いてE200コンピュータ断層撮影を行った場合、E200の費用は別に算定不可 ●同一月にE200コンピュータ断層撮影を実施後、ポジトロン断層コンピュータ断層撮影を実施した場合は、ポジトロン断層コンピュータ断層撮影合算により算定 ●E200(3)1の造影剤使用加算は2000点を算定 ●核医学診断料(補正)は同一月に同一検査目的に算定 ●入院と退院、検査の前後に実施した場合は、月一回に限り同一検査日に算定
2. 180分撮影が新規に用いた場合	7500点	
●電子画像管理加算	120点	
E101-3 ポジトロン断層コンピュータ断層撮影(一連の検査につき)		
1. 15分撮影が新規に用いた場合	7025点	
2. 180分撮影が新規に用いた場合	8025点	
●電子画像管理加算	120点	
●CT、MRI診断料	375点	

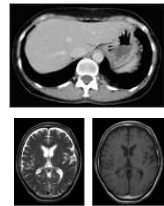
1)ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影の施設基準

- イ 画像診断を担当する常勤の医師(核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係わる研修を受けたものに限る)が配置されていること
 - ロ 当該断層撮影を行うに十分な機器及び施設を有すること
 - ハ 当該断層撮影を行うに十分な体制が整備されていること
- 2)適合していない場合は所定点数の100分の80に相当する点数により算定することとなる施設基準
- 別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該断層撮影機器の使用症例数の一定の割合以上であること
- ◆核医学診断の経験を3年以上有し、かつ所定の研修を終了した常勤医師が1名以上いること
 - ◆診断撮影機器ごとにPET薬剤の取り扱いに関し、専門の知識および経験を有する専任の診療放射線技師が1名以上いること
 - ◆ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率について100分の20以上であること

第3節 コンピュータ断層撮影診断料

【通則】

1. E200(CT撮影)、E201(非放射性キセン脳血流動態検査)、E202(MRI撮影)、E203(コンピュータ断層診断) → 合算可
2. E200(CT撮影)、E202(MRI撮影)を同一月に2回以上行った場合 → 当該月の2回目以降 → 650点
3. 撮影した画像を電子化して管理・保存※
 - 電子画像管理加算:120点
 - 一連の撮影(上記2)により算定した点数)について1回限り算定
 - (同時にフィルムの算定は不可)
 - ※画像を電子媒体に保存して管理した場合フィルムに打ち出しても算定可
4. 新生児又は3歳未満の乳幼児加算(E200～E202)
 - 所定点数の100分の30加算(新生児)
 - 所定点数の100分の15加算(3歳未満の乳幼児)



コンピュータ断層撮影診断料

CT撮影	イ マルチスライス型機器	850点
	ロ イ以外	660点
脳槽CT撮影(造影含む)		2,300点
◆造影剤を使用 : 500点加算		
◆冠動脈CT撮影: 600点加算		
非放射性キセン脳血流動態検査		2,000点
MRI撮影	1 1.5テラ以上の機器	1,300点
	2 1以外	1,080点
◆造影剤を使用: 250点加算		
◆心臓MRI撮影: 300点加算		

※CT、MRIを同一月に2回以上行った場合(部位にかかわらず)、2回目以降の点数:650点
 ※電子画像管理加算(一連につき1回):120点
 ※新生児加算:100分の30を加算
 ※3歳未満乳幼児:100分の15を加算
 ※コンピューター断層診断(月1回):450点

冠動脈CT撮影加算及び心臓MRI撮影加算の施設基準

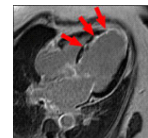
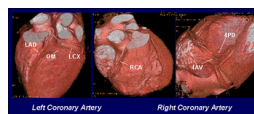
- 1)当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること
- 2)当該撮影を行うに十分な機器及び施設を有していること
- 3)当該撮影を行うに十分な体制が整備されていること

【冠動脈CT撮影加算】

- ①64列以上のマルチスライス型のCT装置を有している
- ②画像診断管理加算2)に関する施設基準を満たす

【心臓MRI撮影加算】

- ①1.5テラ以上のMR装置を有している
- ②画像診断管理加算2)に関する施設基準を満たす



第2章 第4部 画像診断の点数

通則

算定の原則(請求方法、特定保険医療材料、休日加算、**画像診断管理加算1及び2**、遠隔医療加算)

第1節 エックス線診断料

第2節 核医学診断料

シンチグラム、SPECT、PET、PET/CT、新生児・乳幼児加算、**撮取率加算、電子画像管理加算**

第3節 コンピューター断層撮影(CT, MRI)

CT、MRI、新生児・乳幼児加算、**電子画像管理加算、冠動脈CT撮影(新設)、心臓MRI撮影(新設)**

第4節 薬剤料(造影剤等)

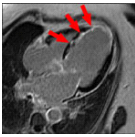
第5節 特定保険医療材料(フィルム代等)

第2節 核医学診断料

第3節 コンピューター断層診断料

旧	新
<p>コンピュータ画像処理加算</p> <p>コンピュータによる画像処理を行った場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に60点を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。</p>	<p>電子画像管理加算の増点</p> <p>撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に120点を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。</p>

磁気共鳴コンピューター断層撮影

旧	新
<p>磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)</p> <p>1 単純MRI撮影</p> <p>イ 1.5テスラ以上の機器による場合 1,230点</p> <p>ロ イ以外の場合 1,080点</p> <p>2 特殊MRI撮影(管腔描出を行った場合)</p> <p>1,530点</p> 	<p>名称の変更、項目の見直し、増点</p> <p>磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)(一連につき)</p> <p>1 1.5テスラ以上の機器による場合 1,300点</p> <p>2 1以外の場合 1,080点</p> <p>注4 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、心臓のMRI撮影を行った場合は所定点数に300点を加算する。</p>

点数算定例-2

★施設基準あり

同一月の負荷心筋シンチグラフィ&冠動脈CTを撮影
※冠動脈CTは造影剤使用、電子画像管理加算、画像診断管理加算2を算定

【心筋シンチグラフィ】

①SPECT	1800点
②負荷加算	900点
③核医学診断	375点
④画像診断管理加算2	180点★
⑤電子画像管理加算	120点
	(3375点)……(a)

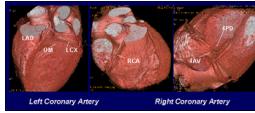
【冠動脈CT】

①CT撮影	850点★
②造影剤加算	500点
③冠動脈CT撮影加算	600点★
④コンピューター断層診断	450点
⑤画像診断管理加算2	180点★
④電子画像管理加算	120点
	(2700点)……(b)

第2章 第4部 画像診断通則(共通部分)

旧	新
<p>画像診断管理加算1</p> <p>区分番号E001、E004、E102(核医学)及びE203(CT、MRI)に掲げる画像診断については、…(略)…画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文章により報告した場合は、月1回に限り所定点数に58点を加算する。</p> <p>画像診断管理加算2の増点</p> <p>区分番号E102(核医学)及びE203(CT、MRI)に掲げる画像診断については、…(略)…画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文章により報告した場合は、…(略)…月1回に限り所定点数に87点を加算する。</p>	<p>加算1の増点</p> <p>区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については…(略)…70点を加算する。 *施設基準は医師名のみ記載</p> <p>加算2の増点</p> <p>区分番号E102及びE203に掲げる画像診断については、…(略)…月1回に限り所定点数に180点を加算する。 *施設基準は検査数等を記載</p>

コンピューター断層撮影(CT)

旧	新
<p>1 単純CT撮影</p> <p>2 特殊CT撮影(管腔描出を行なった場合)</p> <p>3 脳槽CT撮影</p>	<p>名称の変更、冠動脈CT撮影の新設</p> <p>1 CT撮影</p> <p>イ マルチスライス型 850点</p> <p>ロ イ以外 660点</p> <p>2 脳槽CT撮影(造影を含む) 2,300点</p> <p>注4 CT撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準にてきこうしているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、冠動脈のCT撮影を行った場合は所定点数に600点を加算する。</p> 

点数算定例-1

★施設基準あり

同一月に2枚の頭部単純エックス線撮影、頭部CT(マルチスライス型機器)、頭部MRI(1.5テスラ以上の機器)を撮影した場合
※CT、MRIは造影剤使用、電子画像管理加算、画像診断管理加算2を算定

【2枚の頭部単純エックス線撮影】	
診断料	85点+85点×0.5=128点(四捨五入)
撮影料	65点+65点×0.5=98点(四捨五入)
画像診断管理加算	70点★
電子画像管理加算	60点
【頭部CT+頭部MRI】	
コンピューター断層撮影(CT撮影)	850点★
造影剤加算	500点
コンピューター断層診断	450点
画像診断管理加算	180点★
電子画像管理加算	120点
磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)	650点★ (通常:1300点)
造影剤加算	250点
コンピューター断層診断	450点★
画像診断管理加算	180点★
電子画像管理加算	120点

点数算定例-3

1)同一月にCTによる撮影後、18FDGによるPET/CTを実施した場合

CT ⇒ PET/CTの点数

	CT		PET/CT		合計
	撮影	診断	撮影	診断	
イ. マルチスライスCT	850	450	7,500	375	9,175
ロ. イ以外	660	450	7,500	375	8,985

2)同一月に18FDGによるPET/CTを実施した後に、CTによる撮影を行った場合

PET/CT ⇒ CTの点数

	PET/CT		CT		合計
	撮影	診断	撮影	診断	
イ. マルチスライスCT	8,625	375	650	450	10,100
ロ. イ以外	8,625	375	650	450	10,100

1. ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影での注意点

- 1) 同一月にE200-コンピューター断層撮影(CT撮影)を行った後にE101-3ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(PET/CT)を行う場合は、E101-3ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影は算定せず、E101-2ポジトロン断層撮影(PET)により算定する
- 2) 同一月にE101-3ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(PET/CT)を行った後にE200-コンピューター断層撮影(CT撮影)又はE202-磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)を行った場合は、所定点数に係わらず、650点を算定する

2. 核医学診断(375点)の注意点

- 1) 行った核医学診断の種類又は回数に係わらず、月1回、初回時に限り算定する
- 2) 入院もしくは外来又は診療科の別にかかわらず月1回限り算定する

診療報酬点数表

診療報酬	名称	単位	算定	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	心臓カテーテル検査	1回	算定	11	22	33	44	55	66	77	88	99	110	121	132	143	154	165	176	187	198	209	220	231	242	253	264	275	286	297	308	319	330	341	352	363	374	385	396	407	418	429	440	451	462	473	484	495	506	517	528	539	550	561	572	583	594	605	616	627	638	649	660	671	682	693	704	715	726	737	748	759	770	781	792	803	814	825	836	847	858	869	880	891	902	913	924	935	946	957	968	979	990	1001	1012	1023	1034	1045	1056	1067	1078	1089	1100	1111	1122	1133	1144	1155	1166	1177	1188	1199	1210	1221	1232	1243	1254	1265	1276	1287	1298	1309	1320	1331	1342	1353	1364	1375	1386	1397	1408	1419	1430	1441	1452	1463	1474	1485	1496	1507	1518	1529	1540	1551	1562	1573	1584	1595	1606	1617	1628	1639	1650	1661	1672	1683	1694	1705	1716	1727	1738	1749	1760	1771	1782	1793	1804	1815	1826	1837	1848	1859	1870	1881	1892	1903	1914	1925	1936	1947	1958	1969	1980	1991	2002	2013	2024	2035	2046	2057	2068	2079	2090	2101	2112	2123	2134	2145	2156	2167	2178	2189	2200	2211	2222	2233	2244	2255	2266	2277	2288	2299	2310	2321	2332	2343	2354	2365	2376	2387	2398	2409	2420	2431	2442	2453	2464	2475	2486	2497	2508	2519	2530	2541	2552	2563	2574	2585	2596	2607	2618	2629	2640	2651	2662	2673	2684	2695	2706	2717	2728	2739	2750	2761	2772	2783	2794	2805	2816	2827	2838	2849	2860	2871	2882	2893	2904	2915	2926	2937	2948	2959	2970	2981	2992	3003	3014	3025	3036	3047	3058	3069	3080	3091	3102	3113	3124	3135	3146	3157	3168	3179	3190	3201	3212	3223	3234	3245	3256	3267	3278	3289	3300	3311	3322	3333	3344	3355	3366	3377	3388	3399	3410	3421	3432	3443	3454	3465	3476	3487	3498	3509	3520	3531	3542	3553	3564	3575	3586	3597	3608	3619	3630	3641	3652	3663	3674	3685	3696	3707	3718	3729	3740	3751	3762	3773	3784	3795	3806	3817	3828	3839	3850	3861	3872	3883	3894	3905	3916	3927	3938	3949	3960	3971	3982	3993	4004	4015	4026	4037	4048	4059	4070	4081	4092	4103	4114	4125	4136	4147	4158	4169	4180	4191	4202	4213	4224	4235	4246	4257	4268	4279	4290	4301	4312	4323	4334	4345	4356	4367	4378	4389	4400	4411	4422	4433	4444	4455	4466	4477	4488	4499	4510	4521	4532	4543	4554	4565	4576	4587	4598	4609	4620	4631	4642	4653	4664	4675	4686	4697	4708	4719	4730	4741	4752	4763	4774	4785	4796	4807	4818	4829	4840	4851	4862	4873	4884	4895	4906	4917	4928	4939	4950	4961	4972	4983	4994	5005	5016	5027	5038	5049	5060	5071	5082	5093	5104	5115	5126	5137	5148	5159	5170	5181	5192	5203	5214	5225	5236	5247	5258	5269	5280	5291	5302	5313	5324	5335	5346	5357	5368	5379	5390	5401	5412	5423	5434	5445	5456	5467	5478	5489	5500	5511	5522	5533	5544	5555	5566	5577	5588	5599	5610	5621	5632	5643	5654	5665	5676	5687	5698	5709	5720	5731	5742	5753	5764	5775	5786	5797	5808	5819	5830	5841	5852	5863	5874	5885	5896	5907	5918	5929	5940	5951	5962	5973	5984	5995	6006	6017	6028	6039	6050	6061	6072	6083	6094	6105	6116	6127	6138	6149	6160	6171	6182	6193	6204	6215	6226	6237	6248	6259	6270	6281	6292	6303	6314	6325	6336	6347	6358	6369	6380	6391	6402	6413	6424	6435	6446	6457	6468	6479	6490	6501	6512	6523	6534	6545	6556	6567	6578	6589	6600	6611	6622	6633	6644	6655	6666	6677	6688	6699	6710	6721	6732	6743	6754	6765	6776	6787	6798	6809	6820	6831	6842	6853	6864	6875	6886	6897	6908	6919	6930	6941	6952	6963	6974	6985	6996	7007	7018	7029	7040	7051	7062	7073	7084	7095	7106	7117	7128	7139	7150	7161	7172	7183	7194	7205	7216	7227	7238	7249	7260	7271	7282	7293	7304	7315	7326	7337	7348	7359	7370	7381	7392	7403	7414	7425	7436	7447	7458	7469	7480	7491	7502	7513	7524	7535	7546	7557	7568	7579	7590	7601	7612	7623	7634	7645	7656	7667	7678	7689	7700	7711	7722	7733	7744	7755	7766	7777	7788	7799	7810	7821	7832	7843	7854	7865	7876	7887	7898	7909	7920	7931	7942	7953	7964	7975	7986	7997	8008	8019	8030	8041	8052	8063	8074	8085	8096	8107	8118	8129	8140	8151	8162	8173	8184	8195	8206	8217	8228	8239	8250	8261	8272	8283	8294	8305	8316	8327	8338	8349	8360	8371	8382	8393	8404	8415	8426	8437	8448	8459	8470	8481	8492	8503	8514	8525	8536	8547	8558	8569	8580	8591	8602	8613	8624	8635	8646	8657	8668	8679	8690	8701	8712	8723	8734	8745	8756	8767	8778	8789	8800	8811	8822	8833	8844	8855	8866	8877	8888	8899	8910	8921	8932	8943	8954	8965	8976	8987	8998	9009	9020	9031	9042	9053	9064	9075	9086	9097	9108	9119	9130	9141	9152	9163	9174	9185	9196	9207	9218	9229	9240	9251	9262	9273	9284	9295	9306	9317	9328	9339	9350	9361	9372	9383	9394	9405	9416	9427	9438	9449	9460	9471	9482	9493	9504	9515	9526	9537	9548	9559	9570	9581	9592	9603	9614	9625	9636	9647	9658	9669	9680	9691	9702	9713	9724	9735	9746	9757	9768	9779	9790	9801	9812	9823	9834	9845	9856	9867	9878	9889	9900	9911	9922	9933	9944	9955	9966	9977	9988	9999

診断群分類点数表

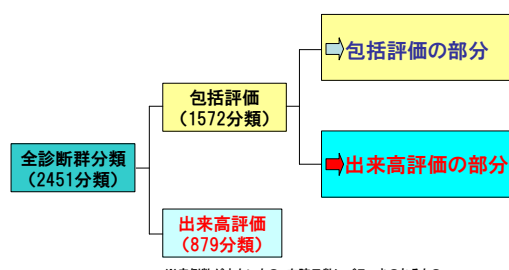
DPCとは？

DPC=Diagnosis Procedure Combination
(診断と治療行為の組み合わせ)

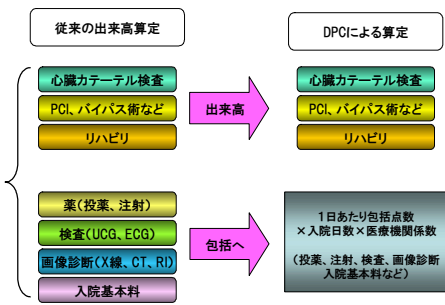
- ◆平成15年4月に特定機能病院に導入された急性期入院医療における診断群分類ごとの1日当たりの包括評価制度
- ◆診断と治療行為の組み合わせに基づいて設定されている日本独自の診断群分類

まず傷病名が決まり、次に病態に応じた治療法で分類していくとその結果、手術や処置、副傷病の有無などによって最終的な診断群分類が確定し、診療報酬点数が定まる

DPCの基本構造



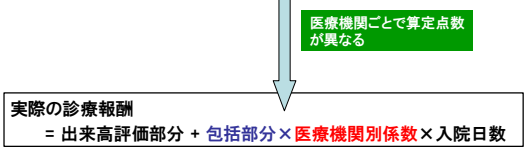
DPC制度を導入すると？



DPCにおける診療報酬算定

DPC診断群の診療報酬

= 出来高評価部分 + 包括評価部分
 ※どの診断群で算定するかは、入院中に「最も医療資源を投入した傷病」を1つ、退院時まで決定する
 = 出来高評価部分 + 1日当たりの包括点数 × 入院日数



画像診断 医科点数表 第2章 第4部

- 第1節 エックス線診断科
 - 透視診断、写真診断、撮影、造影剤注入手技、基本的エックス線診断科
- 第2節 核医学診断科
 - シンチグラム、SPECT、PET、核医学診断
- 第3節 コンピューター断層撮影診断科
 - CT、MRI、非放射線性キセノン脳血流動態検査、コンピューター断層診断
- 第4節 薬剤科
 - 薬剤
- 第5節 特定保険医療材料
 - フィルム

画像診断の費用は原則包括評価

包括評価と出来高評価

- 包括評価 (ホスピタルフィーの要素)
 - 入院基本料、検査、画像診断、投薬、病理診断
 - 1,000点未満の処置など
 - 出来高評価 (ドクターフィーの要素)
 - 手術、麻酔、放射線治療、1,000点以上の処置など
- 出来高評価の項目
- 入院基本料加算 (入院時医学管理加算等を除く)
 - 内視鏡検査等
 - 医学管理(手術前後の医学管理料除く)
 - 診断穿刺/組織・検体採取等
 - リハビリテーション(薬剤費除く)
 - 選択的動脈造影カテーテル手技★
 - 精神科専門療法(薬剤費除く)
 - 画像診断管理加算★
 - 手術
 - 病理学的検査診断・判断科
 - 麻酔
 - 処置(1,000点以上のもの)
 - 放射線治療

DPC制度下での出来高算定-1

画像診断管理加算

画像診断管理加算1:70点

専ら画像診断を担当する医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するものに限る)が読影結果を文書により当該医師の所属する保険医療機関において当該患者を担当する医師に報告した場合、月の最初の診療の日に算定する。

画像診断管理加算2:180点

当該保険医療機関において実施される核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、専ら画像診断を担当する医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するものに限る)が診断を行い、読影結果を文書により当該医師の所属する保険医療機関において当該患者を担当する医師に報告した場合、月の最初の診療の日に算定する。これらの加算を算定する場合は、報告された文書又はその写しを診療録に貼付する。

DPC制度下での出来高算定-2

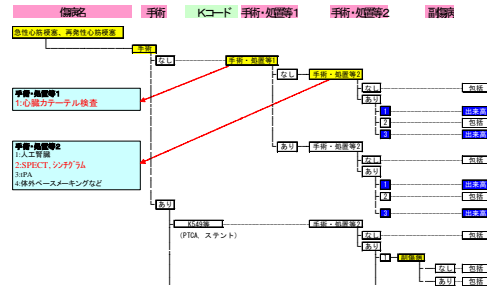
E003 造影剤注入手技

- ・動脈造影カテーテル法
 - イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影 **3600点**
 - ロ イ以外の場合 **1180点**
- ・静脈造影カテーテル法 **3600点**

※血管造影用カテーテルを用いて行った造影剤注入手技
イは、主要血管である総頸動脈、椎骨動脈、鎖骨下動脈、気管支動脈、腎動脈、腹部動脈、骨盤動脈、各四肢の動脈の分枝血管を選択的に造影撮影
※静脈造影カテーテル法は、副腎静脈、奇静脈又は脊椎静脈に対して実施した場合に算定

診断群分類の実例 (例:急性心筋梗塞)

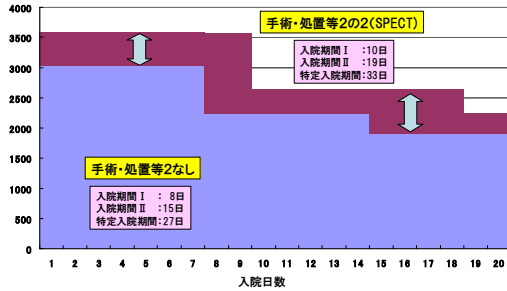
傷病名、手術名、手術・処置等1、手術・処置等2、副傷病、重症度等の6つの要素



DPC診断群点数表(急性心筋梗塞)

手術名	手術・処置等1 (心臓カテーテル)	手術・処置等2	副傷病	入院期間(日)		手術期間(日)		算入 点数	算入 率	
				1	2	1日以下	2日以上			
急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	AMI	AMI	AMI	4	12	3,043	2,514	31	353	
AMI	AMI	1 人工冠動脈カテーテル法	AMI	3	17	3,621	2,821	2,483	33	354
		2 経皮的経冠動脈介入法	AMI	3	7	4,532	2,963	2,519	16	355
AMI	AMI	1 人工冠動脈カテーテル法	AMI	3	12	3,046	2,626	2,482	28	356
		2 経皮的経冠動脈介入法	AMI	3	17	3,621	2,957	2,513	13	357
その他の手術	AMI	1 人工冠動脈カテーテル法	AMI	12	27	3,623	2,804	2,383	69	358
		2 経皮的経冠動脈介入法	AMI	12	27	3,623	2,804	2,383	69	358
経皮的経冠動脈介入法(PCI)等	AMI	1 人工冠動脈カテーテル法	AMI	5	16	4,071	4,047	3,410	61	359
		2 経皮的経冠動脈介入法	AMI	8	15	3,814	2,242	1,906	27	360
AMI	AMI	1 人工冠動脈カテーテル法	AMI	3	17	3,517	2,589	2,209	17	361
		2 経皮的経冠動脈介入法	AMI	10	30	3,915	2,925	2,486	14	362
AMI	AMI	1 人工冠動脈カテーテル法	AMI	10	19	3,300	2,446	2,210	13	363
		2 経皮的経冠動脈介入法	AMI	9	17	3,655	2,787	2,296	14	364
AMI	AMI	1 人工冠動脈カテーテル法	AMI	11	24	3,440	2,696	2,292	12	365
		2 経皮的経冠動脈介入法	AMI	17	31	3,485	2,541	2,162	17	366
AMI	AMI	1 人工冠動脈カテーテル法	AMI	17	33	4,339	3,008	2,710	12	367
		2 経皮的経冠動脈介入法	AMI	17	33	4,339	3,008	2,710	12	367

急性心筋梗塞(ステント術)



手術・処置等2と核医学検査

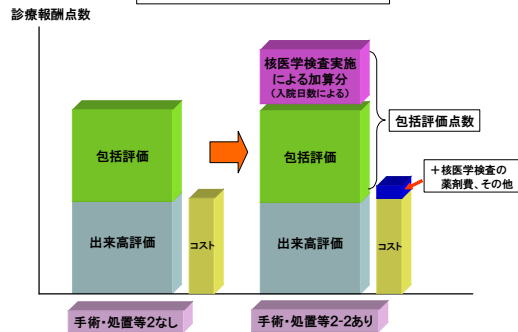
中枢系、循環器系疾患の一部の疾患※において手術・処置等2に核医学検査の組み込まれた診断群が設定されている

これらの診断群では、1日当たりの入院点数、入院期間が別途設定されている

核医学の検査費用が考慮された点数設定

核医学検査以外の画像診断(X線, CT, MRI)は手術・処置等2の区分に設定されていません

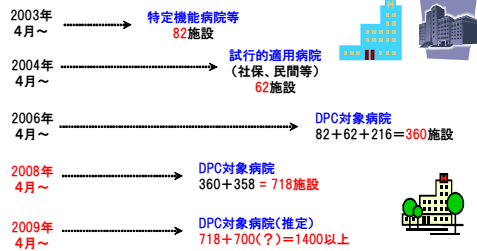
核医学検査実施による点数加算



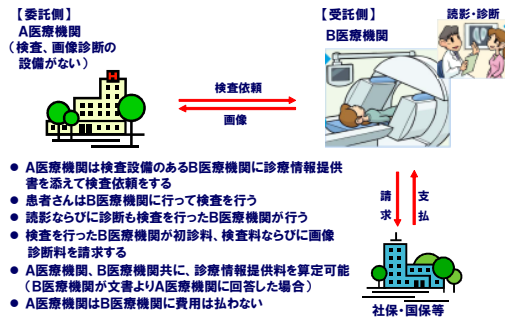
手術・処置等2に核医学検査が区分されている疾患

- | 循環器系 | 中枢系 |
|-----------|-----------------|
| 1. 急性心筋梗塞 | 1. 脳梗塞 |
| 2. 狭心症 | 2. 脳腫瘍 |
| 3. 心筋症 | 3. てんかん |
| 4. 拡張型心筋症 | 4. パーキンソン病 |
| 5. 心不全 | 5. アルツハイマー病 |
| 6. 肺塞栓症 | 6. 認知症性疾患(AD除く) |
| | 7. 基底核等の変性疾患 |

DPC病院の施設数推移



B医療機関が画像診断の判断も含めて依頼を受けた場合



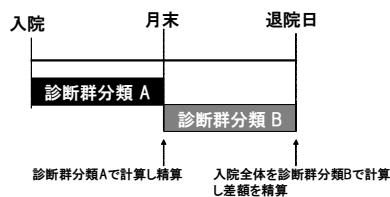
Q&A②

- 問4) 「医療資源を最も投入した傷病」はどのように決定するのか?
答4) 入院期間において治療の対象となった傷病の中から主治医が決定する
- 問5) ひとつの入院において独立した複数の疾病に対して治療が行われた場合にも「医療資源を最も投入した傷病」はひとつに限定されるのか?
答5) そのとおり
- 問6) 入院中に転科があり、かつ、それぞれの診療科に係わる診断群区分に関連性がない場合であっても、ひとつの診断群分類により算定するのか?
答6) そのとおり
- 問7) 検査入院において診断群分類区分が確定する前に退院した場合は、疑い病名により診断群分類区分を決定してよいか?
答7) よい

厚生労働省保険局医療課事務連絡

Q&A④

- 問9) 月をまたがっての入院途中で診断群が変わった場合の保険請求は?
答9) 原則、月単位で精算を行う。診断群分類Aで算定した月はAの点数で請求し、退院月に全体を診断群分類Bで計算した点数の差額を精算して請求する



厚生労働省保険局医療課事務連絡

B医療機関が単に画像診断の設備の提供にとどまる場合



Q&A①

- 問1) DPC対象病院に入院中の患者を他施設に依頼して検査・画像診断 (PET etc)のみを行った場合、診療報酬については、依頼を受けた医療機関で算定できないので合議の上で精算してよいか?
答1) よい
- 問2) 手術入院のために、入院に先立って検査等を外来で実施した場合、その費用は外来分として請求できるか?
答2) できる。検査等の費用は外来分として請求してもよい
- 問3) 外来で受診した後、直ちに入院した患者について初診料を算定することができるか? またこの場合、外来受診時に実施した検査・画像診断に係わる費用を別に医科点数表に基づき算定することができるか?
答3) 初診料は算定することができる。また検査・画像診断に係わる費用は包括評価の範囲に含まれるため算定することはできない

厚生労働省保険局医療課事務連絡

Q&A③

- 問8) 心臓カテーテル検査、内視鏡検査等の検査の実施に伴う薬剤料、特定保険医療材料料は、包括評価の範囲に含まれるか?
答8) 含まれる

	医科点数表上の区分	手術料	薬剤費材料費	備考
心臓カテーテル検査	検査	○	×	薬剤費、材料費は包括点数に含まれる
ステント留置術	手術	○	○	「手術」に含まれる薬剤費・材料費は出来高

厚生労働省保険局医療課事務連絡

Q&A⑤

- 問10) 一連の入院と見なす3日以内の再入院では、ICDコードが異なっても診断群分類の上6桁が同一であれば、一連と見なすのか?
答10) そのとおり
- 問11) 同一疾患内の複数の診断群分類区分に該当する可能性がある場合の取扱については、「手術」、「手術・処置等1」及び「手術・処置等2」の全ての項目において、ツリー図上、下に掲げられた診断群分類番号を優先して選択するのか?
問11) そのとおり
- 問12) DPC病院の入院中の患者が、放射線治療の必要が生じて他の保険医療機関へ受診した場合の費用の算定方法は?
問12) 外来診療に限り当該治療に係わる費用を当該他の保険医療機関で算定できる。その場合、「放射線治療なし」とする

厚生労働省保険局医療課事務連絡

